

阿賀町交流イベント参加支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身男女を対象に結婚のきっかけづくりを支援し、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、婚活イベントなどへの参加に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、阿賀町補助金交付規則（平成17年規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となるイベントは、結婚希望者を対象に実施される結婚のための独身男女の出会いの場を創出するイベント及びセミナー（以下「イベント等」という。）への参加費とする。

(補助申請者)

第3条 補助申請をできる者（以下「申請者」という。）は、阿賀町の住民基本台帳に登録されている者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、イベント等への参加費とし、10,000円/回を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 同一の申請者による1年度当たりの補助回数は、3回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 交付を受けようとする者は、阿賀町交流イベント参加支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)を、補助金の対象となる婚活イベントが終了した翌年度の4月10日までに町長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 町長は、前条による申請を受理したときは、補助金の交付の可否を決定し、阿賀町交流イベント参加支援補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項に定める交付の可否の決定について、補助金の交付が適当と認められる場合は、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第7条 補助金を受けた申請者が、虚偽の申請等不正の手段により補助金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

阿賀町長 様

申請者 住所
氏名
生年月日
連絡先

阿賀町交流イベント参加支援補助金交付申請書兼請求書

下記のとおり阿賀町交流イベント参加支援補助金交付要綱第2条に定める事業に参加したので、同要綱第5条の規定により、申請します。

記

参加年月日	年 月 日
参加事業名称	
イベント参加費	円
交付申請額	円

添付書類

- (1) 領収証
- (2) 参加したイベントのチラシ等

<p>口座振込依頼書 下記口座に振り込みくださるよう依頼します。</p>													
振込先	金融機関名				支店名				口座番号				
	銀行 農協 信用金庫				店 支所 出張所				普通 当座				
	ゆうちょ 銀行	記号						番号					
口 座 名義人	(フリガナ)												

口座は申請者本人のものに限ります。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀町長

阿賀町交流イベント参加支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿賀町交流イベント参加支援補助金交付申請について、阿賀町交流イベント参加支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

補助金交付申請に対する決定内容	交 付 ・ 不 交 付
補助金の交付額	金 円
補助金の支払予定日	年 月 日
補助金を交付しない理由	